建築·設備工事成績評定基準

第1 趣旨

この基準は、静岡市請負工事成績評定要領(平成15年11月1日施行。以下「評定要領」 という。)に基づく工事成績の評定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 評定の対象

この基準の対象とする工事は、本市が行う工事のうち静岡市工事成績評定要領にて評定の対象となる建築・設備工事とする。

第3 評定者

評定要領第4第1号に規定する監督員は、担当監督員及び主任監督員とする。

第4 評定の方法

評定は、次により行うものとする。

- (1) 評定要領第5第2項に規定する工事成績採点表は、工事成績採点表(様式第1号)によるものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表(様式第2号)により行うものとする。 この場合において、担当監督員は別紙1の、主任監督員は別紙2の、検査員は別紙3の工 事成績の採点の考査項目の考査項目別運用表及び施工プロセスチェックリスト(別紙4)を 考慮するものとする。
- (3) 受注者は評定に際し、当該工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況 (様式第3号) を必要に応じて提出し、その提出があった場合にはこれを考慮するものとする。

第5 評定結果の提出

建設局土木部技術政策課長は成績評定を行った報告を受けたときは、遅滞なく、財政局財政部契約課長へ、建設工事検査合格通知書(静岡市工事検査実施要綱(平成15年4月1日施行)様式第4号)を提出するものとする。

第6 評定の変更

受注者に対して評定結果を通知した後、発覚したその工事における工事事故、不正行為等で指名停止、営業停止等の措置がされたものについては、評定変更を行う。ただし、完成後2年を経過したものについては、評定変更を行わない。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和3年8月1日から施行する。